

令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）

目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する

対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等

教職員の勤務実態

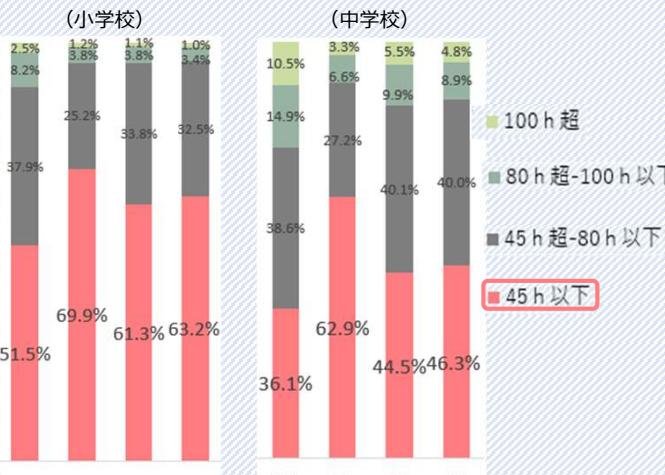
○ 4月～7月の在校等時間等の状況

- 「時間外勤務月45時間以下の割合」は、令和元年度と比較して改善。
(小学校：11.7%増加、中学校：10.2%増加)
- 一方、依然として長時間勤務の教職員も多い状況。

○ ICカードやタイムカード等による客観的な勤務実態の把握状況

- 都道府県100%、政令市100%、市区町村93%において客観的な方法で勤務実態を把握。
- 未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。

<時間外勤務時間の割合（※1）（4月～7月の平均）>
令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※1 回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

改正給特法を踏まえた対応

- 上限指針（※2）に係る条例・規則等の整備状況及び1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

- 上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済。
- 選択的に活用できる1年単位の変形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の約1/4で整備済。

※2 所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針

- ①1ヶ月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

具体的な取組の実施状況

- 役割分担・適正化のための「3分類」（※3）に即した取組や関連する取組の全ての項目で実施状況が改善。



- 特に、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化については、都道府県・政令市において90%以上、市区町村は、昨年度から大きく伸び、80%以上で実施。 (R3 : 56.3% → R4 : 80.5%)

- 地域住民や保護者等、学校以外の主体の協力を得る必要のある取組等の実施率は依然として課題があり、一層実施を促進することが必要。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担当するを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※3 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」

今後の取組

- 教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進等、学校における働き方改革に係る取組を総合的かつ着実に実施。
- 学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の取組が一層積極的に進むよう、教員業務支援員の補助金交付の際に取組状況を勘案すること等を通じ、各教育委員会における更なる取組を促進。
- 令和5年度より、学校を指定し、民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援を実施予定。
これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について全国展開。
- 本年度実施の勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、教師の待遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討。

令和4年度 教育委員会における
学校の働き方改革のための取組状況調査
【結果概要】



令和4年12月



1	調査概要	4
2	調査項目	5
3	結果概要	
	(1) 教職員の勤務実態の把握	
	・時間外勤務の経年比較	
	小学校	6
	中学校	7
	高等学校	8
	特別支援学校	9
	幼稚園	10
	・勤務実態の具体的な把握方法	11
	(2) 具体的取組状況	
	・「3分類」に係る取組状況	13
	・その他の項目に係る取組状況（総括表）	17
	・I C Tを活用した校務効率化の実施状況	19
	・教員業務支援員の活用状況及び事例	20
	・業務改善に関する取組事例	23
	・教育課程編成上の工夫等に関する取組事例	24
	・小学校における教科担任制に関する取組事例	25
	・地域との協働による教師の業務負担に向けた取組事例	26
	(3) 改正給特法の施行を踏まえた対応状況	
	・指針を踏まえた条例・規則等の整備状況	27
	・1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況	28
	(4) その他の取組状況	
	・学校閉庁日の設定、留守番電話の設置等の実施状況	29
4	国としての今後の取組	30

1 調査目的・趣旨

- 平成28年度から調査開始。中央教育審議会答申※を踏まえ令和元年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、**市区町村別の公表や取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促すことを目的とするもの。**
- 今年度についても、昨年度と同様に項目を限定しつつ、**学校及び教師が担う業務の明確化・適正化がどの程度進んでいるかのフォローアップ**を行うため、調査を実施。

2 調査基準日

令和4年9月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員の服務監督をする全ての教育委員会や事務組合等（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1727市区町村教育委員会・事務組合等）
- **それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答**
(例：都道府県教育委員会は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教育委員会は主に幼稚園・小学校・中学校等)

4 回答数

全ての教育委員会等 計1794

4つの調査項目について、全ての教育委員会に対して調査を実施。



- 時間外勤務の具体的な状況
※直近5年間（平成30年度の4月～6月並びに令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の4月～8月）の「在校等時間」等※の比較ができるよう、「在校等時間」等の分布状況を調査
- 勤務実態の把握の具体的方法
- 勤務実態の公表状況



- 「3分類」に係る業務の役割分担・適正化のために必要な取組
- ICTを活用した校務効率化
- 教員業務支援員、部活動指導員、学習指導員等の支援スタッフの活用
- 学校閉庁日や留守番電話の設定等教育委員会の取組状況を調査



- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況



各学校における働き方改革推進のための具体的な取組事例



調査負担軽減のために調査対象外とした項目についても別途チェックリストとして教育委員会に送付



学校の状況や取組内容等を取材・分析し、**年度内に別途、「全国の学校における働き方改革事例集」を改訂**



※「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定）

- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

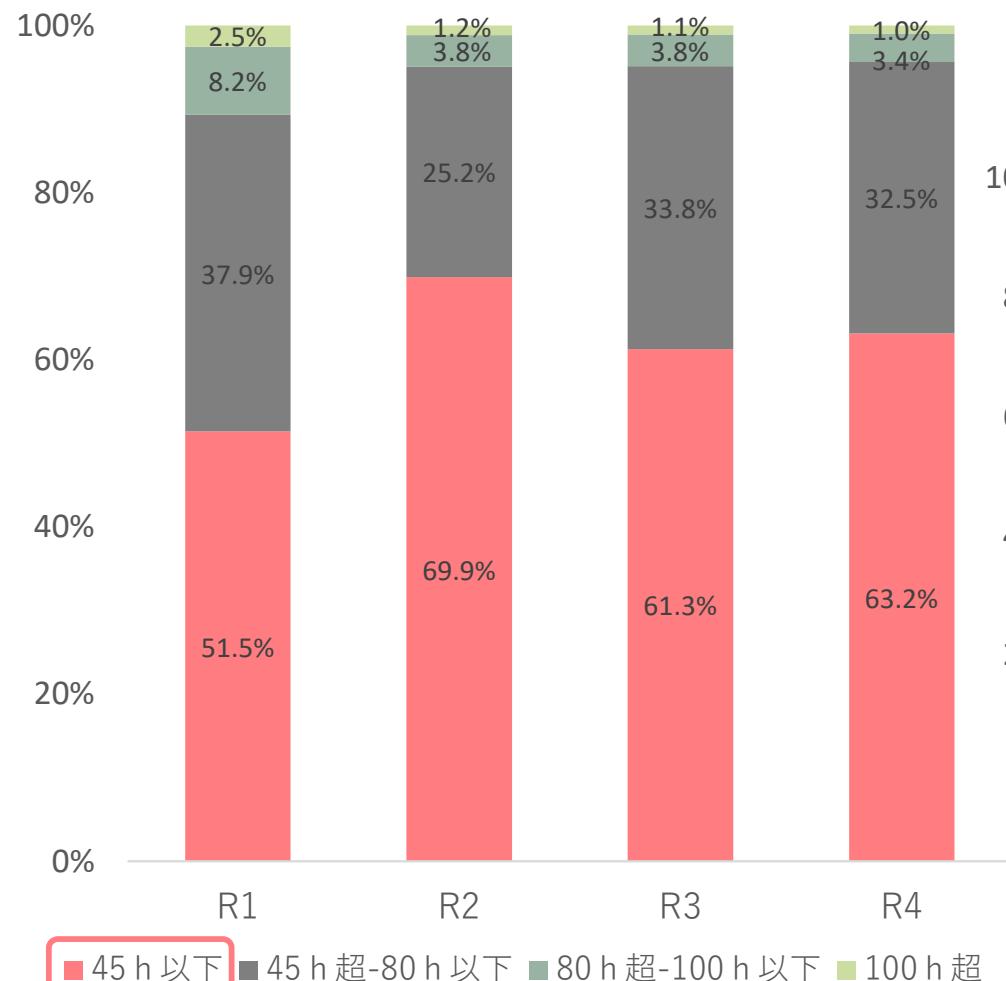
幼稚園

小学校

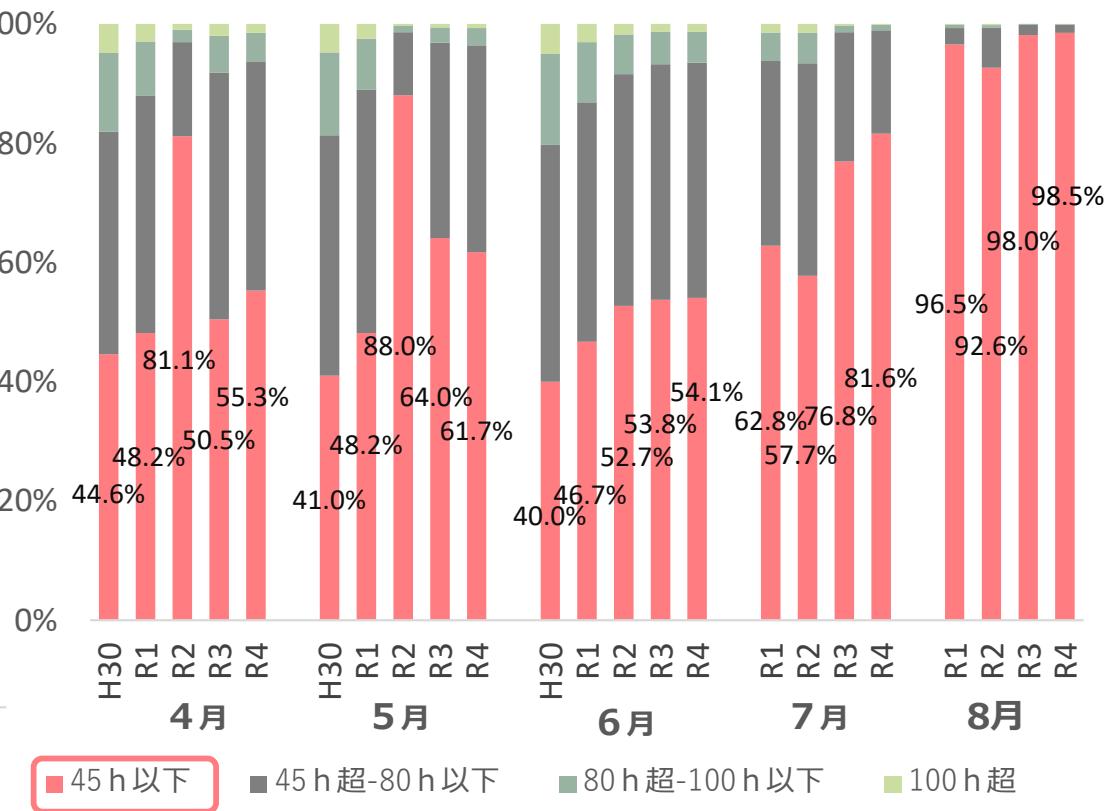
(義務教育学校前期課程を含む)

4月から7月までを平均した「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**11.7%増**。(4月:7.1%増、5月:13.5%増、6月:7.4%増、7月:18.8%増)。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=621、R1.4はn=915、R2.4はn=1262、R3.4はn=1441、R4.4はn=1501、H30.5はn=646、R1.5はn=937、R2.5はn=1264、R3.5はn=1444、R4.5はn=1499、H30.6はn=716、R1.6はn=1006、R2.6はn=1314、R3.6はn=1463、R4.6はn=1529、R1.7はn=1018、R2.7はn=1301、R3.7はn=1428、R4.7はn=1486、R1.8はn=963、R2.8はn=1236、R3.8はn=1345、R4.8はn=1412

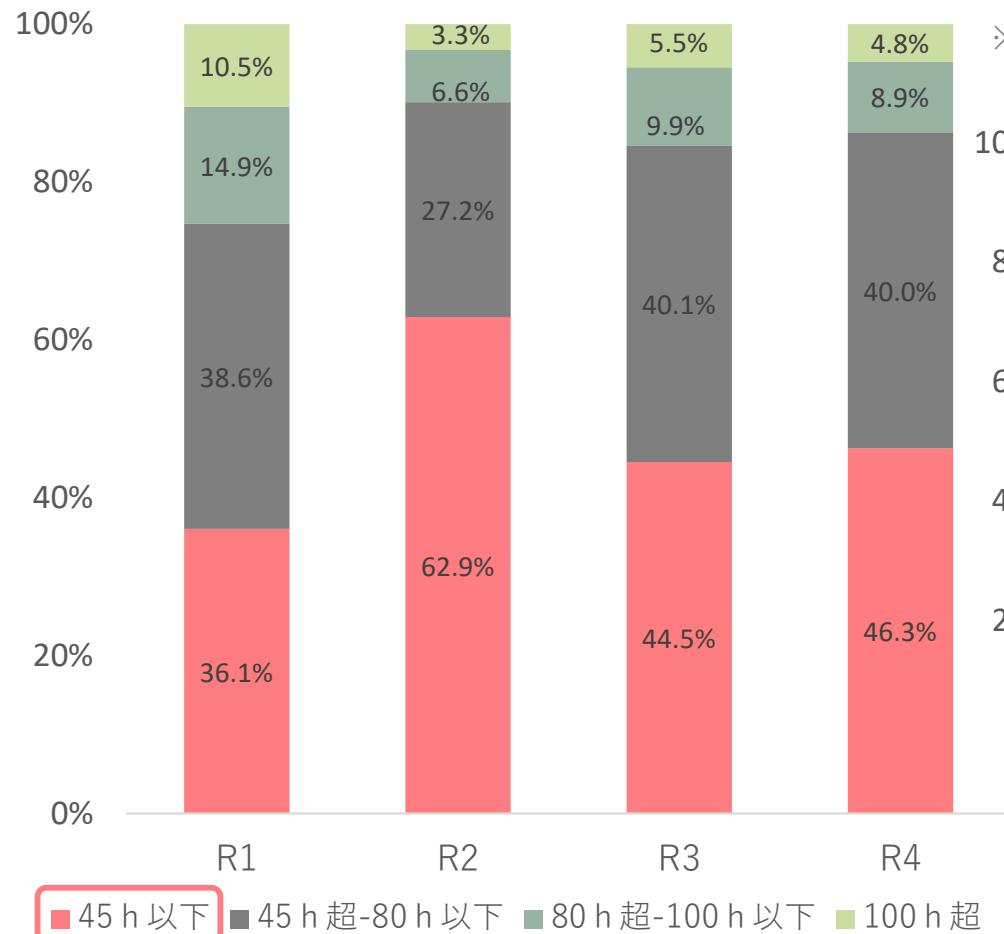
※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施

中学校

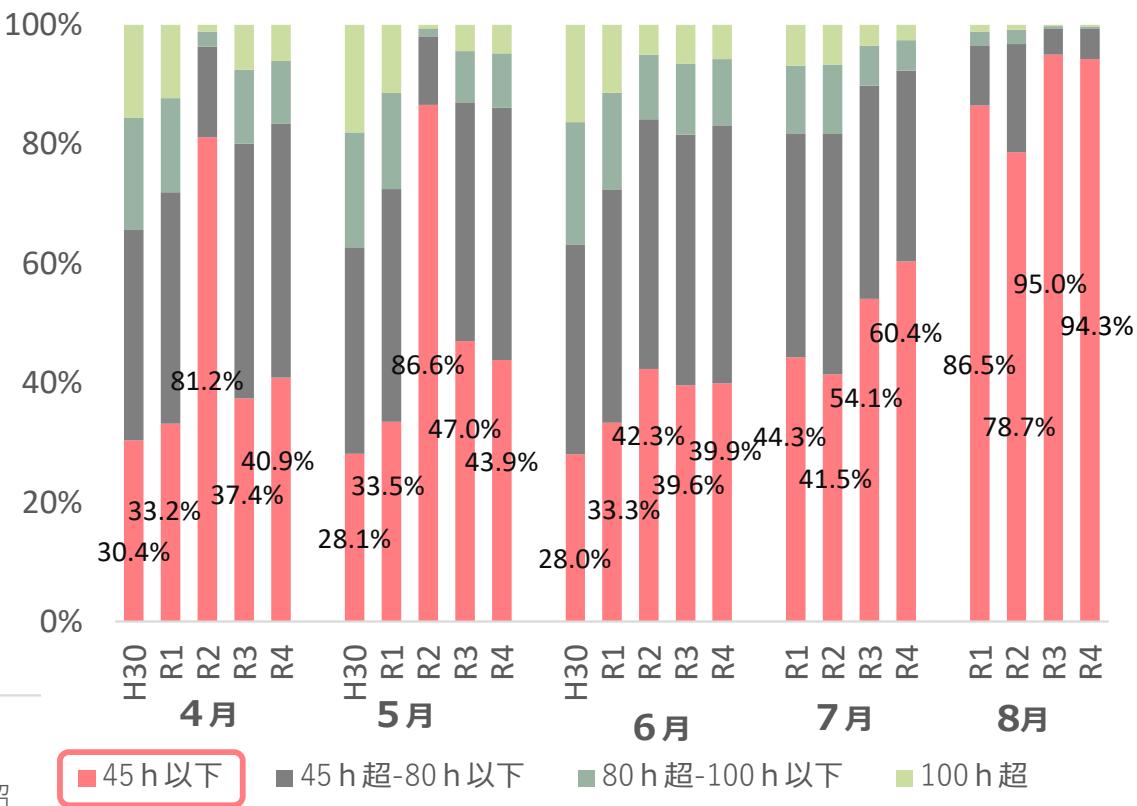
(義務教育学校類別を含む)
中等教育学校類別を含む)

4月から7月までを平均した「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**10.2%増加**。(4月:7.7%増、5月:10.4%増、6月:6.6%増、7月:16.1%増)。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=621、R1.4はn=927、R2.4はn=1267、R3.4はn=1456、R4.4はn=1528、H30.5はn=639、R1.5はn=945、R2.5はn=1274、R3.5はn=1460、R4.5はn=1525、H30.6はn=714、R1.6はn=1017、R2.6はn=1327、R3.6はn=1478、R4.6はn=1555、R1.7はn=1032、R2.7はn=1314、R3.7はn=1444、R4.7はn=1509、R1.8はn=996、R2.8はn=1259、R3.8はn=1363、R4.8はn=1433

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施

- 時間外勤務の経年比較 -

小学校

中学校

高校

特支

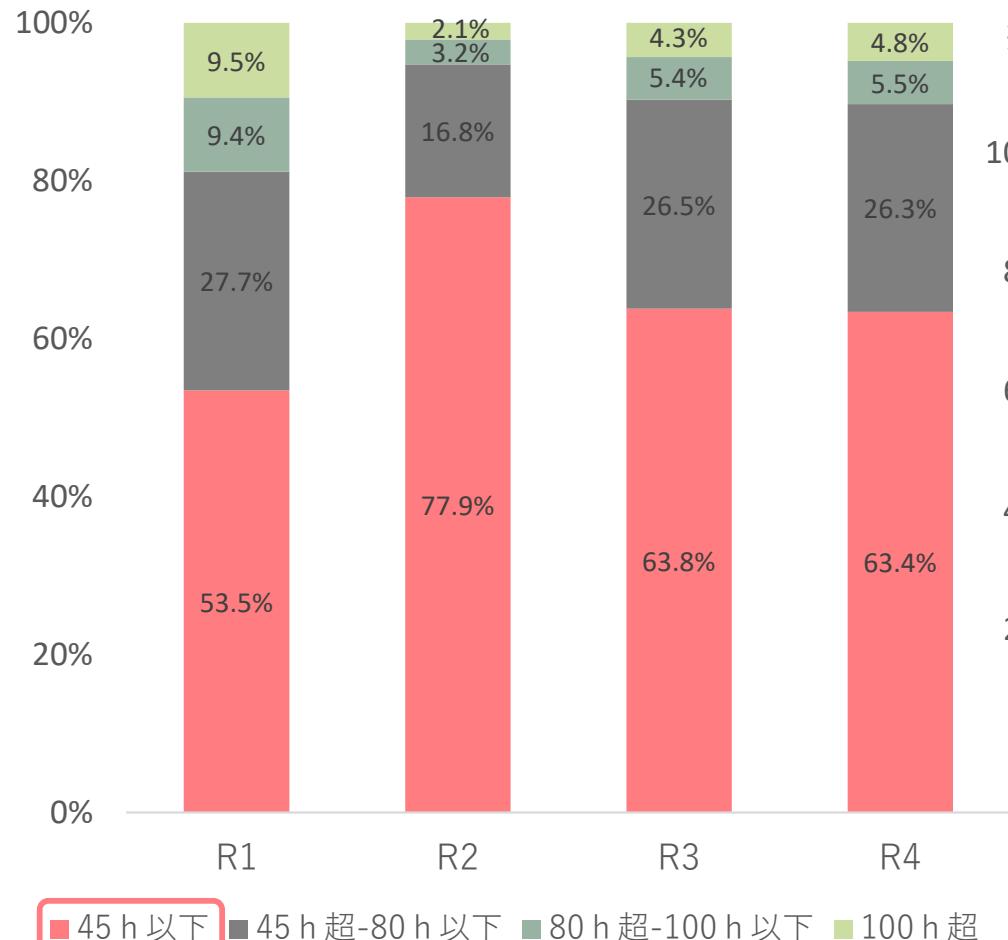
幼稚園

高等学校

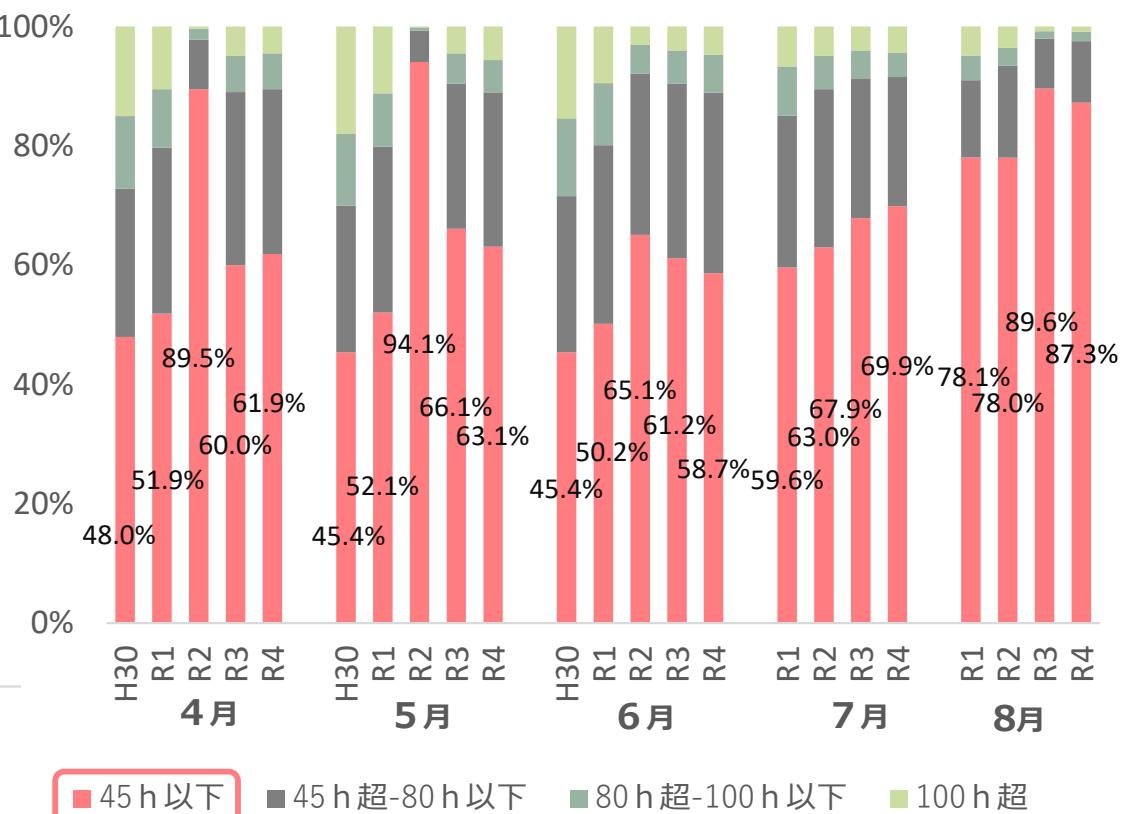
(中等教育学校後期課程を含む)

4月から7月までを平均した「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**9.9%増**。（4月:10.0%増、5月:11.0%増、6月:8.5%増、7月:10.3%増）。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

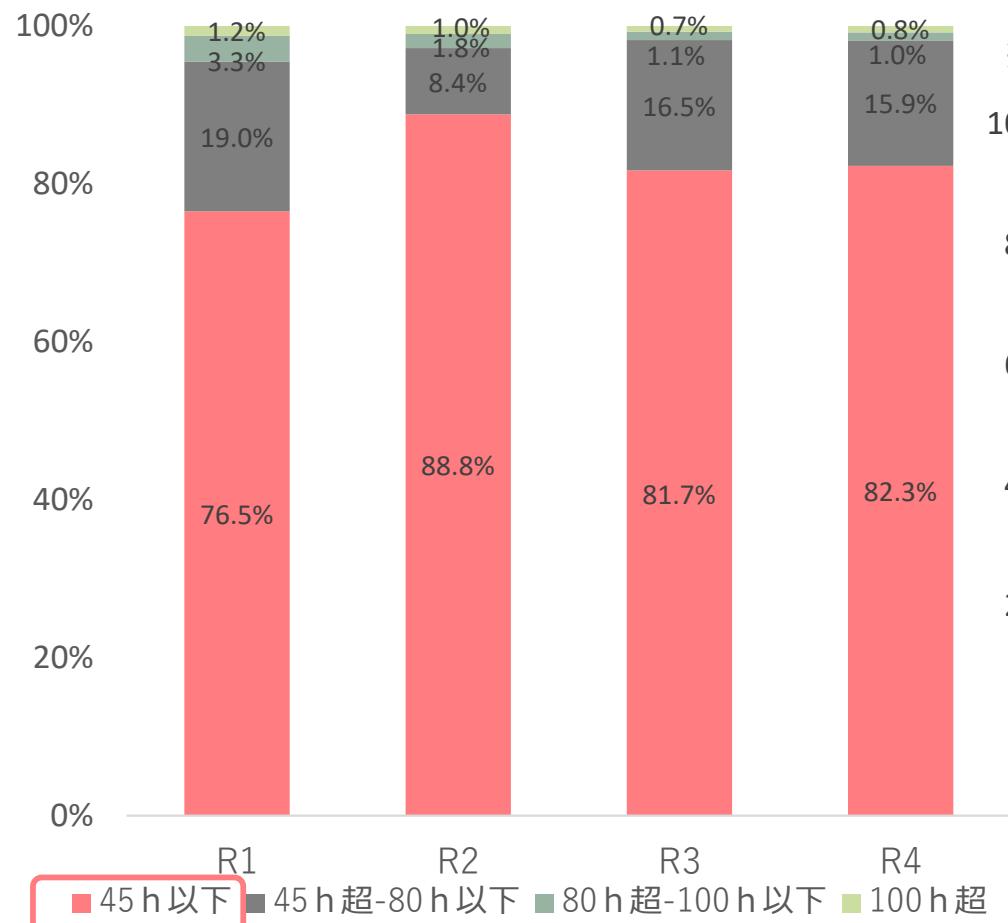
※ H30.4はn=48、R1.4はn=69、R2.4はn=98、R3.4はn=114、R4.4はn=118、H30.5はn=50、R1.5はn=69、R2.5はn=97、R3.5はn=114、R4.5はn=119、R30.6はn=54、R1.6はn=72、R2.6はn=102、R3.6はn=115、R4.6はn=119、R1.7はn=83、R2.7はn=96、R3.7はn=112、R4.7はn=116、R1.8はn=83、R2.8はn=98、R3.8はn=109、R4.8はn=114

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施

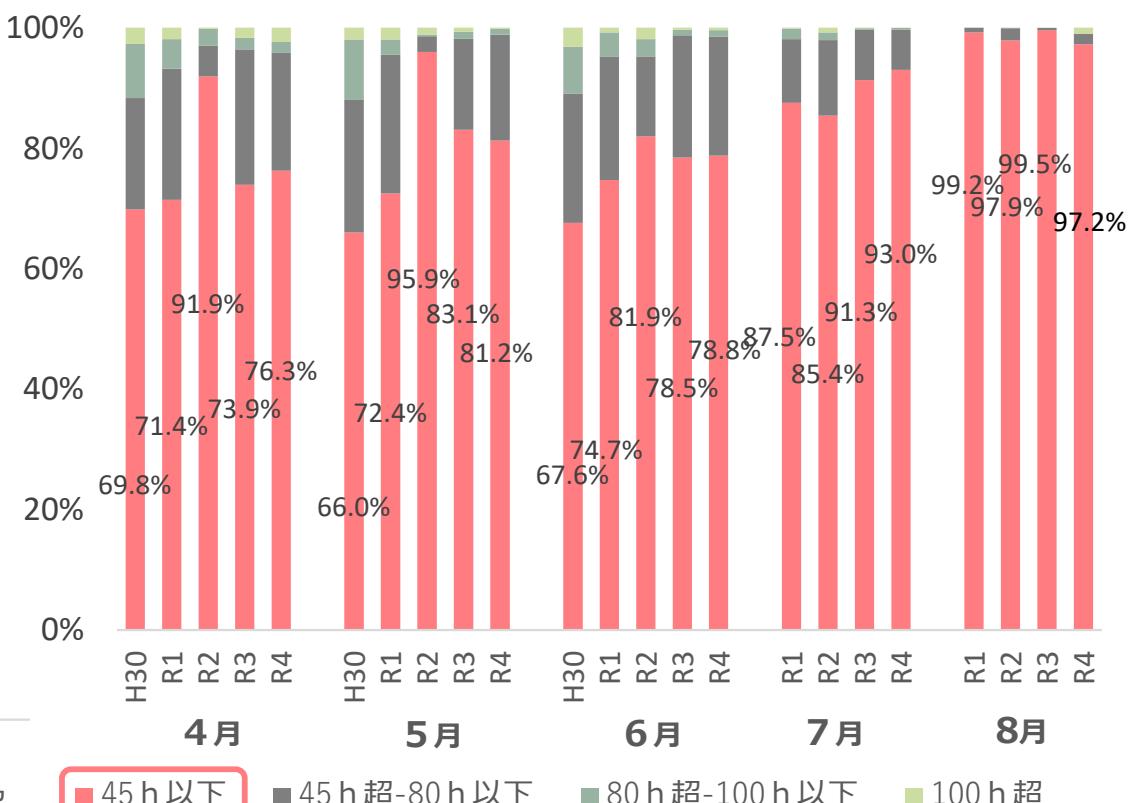
特別支援学校

4月から7月までを平均した「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**5.8%増**。(4月:4.9%増、5月:8.8%増、6月:4.1%増、7月:5.5%増)。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=49、R1.4はn=70、R2.4はn=93、R3.4はn=101、R4.4はn=99、H30.5はn=49、R1.5はn=71、R2.5はn=92、R3.5はn=101、R4.5はn=97、H30.6はn=53、R1.6はn=72、R2.6はn=98、R3.6はn=103、R4.6はn=100、R1.7はn=82、R2.7はn=91、R3.7はn=99、R4.7はn=96、R1.8はn=83、R2.8はn=84、R3.8はn=92、R4.8はn=93

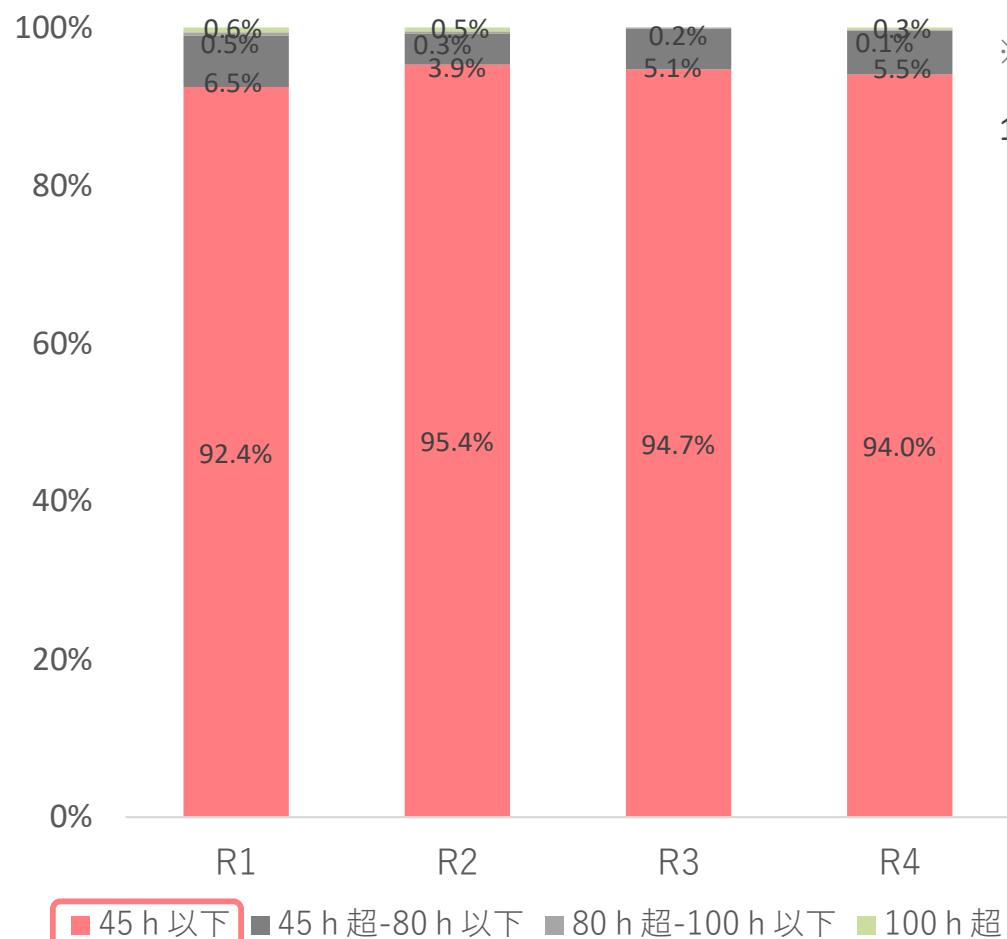
※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施

幼稚園

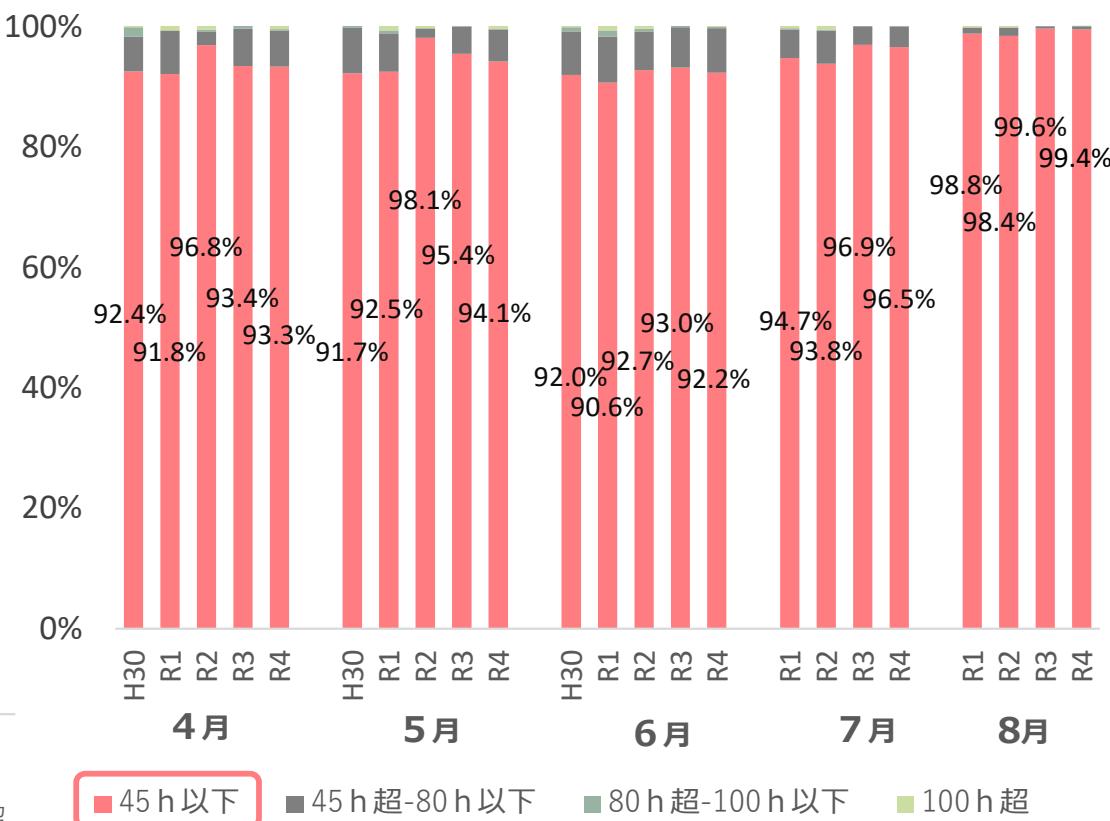
(幼稚園型認定こども園を含む)

4月から7月までを平均した「時間外勤務月45時間以下」の割合は、9割超で令和元年度から同水準を維持。

【問】域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

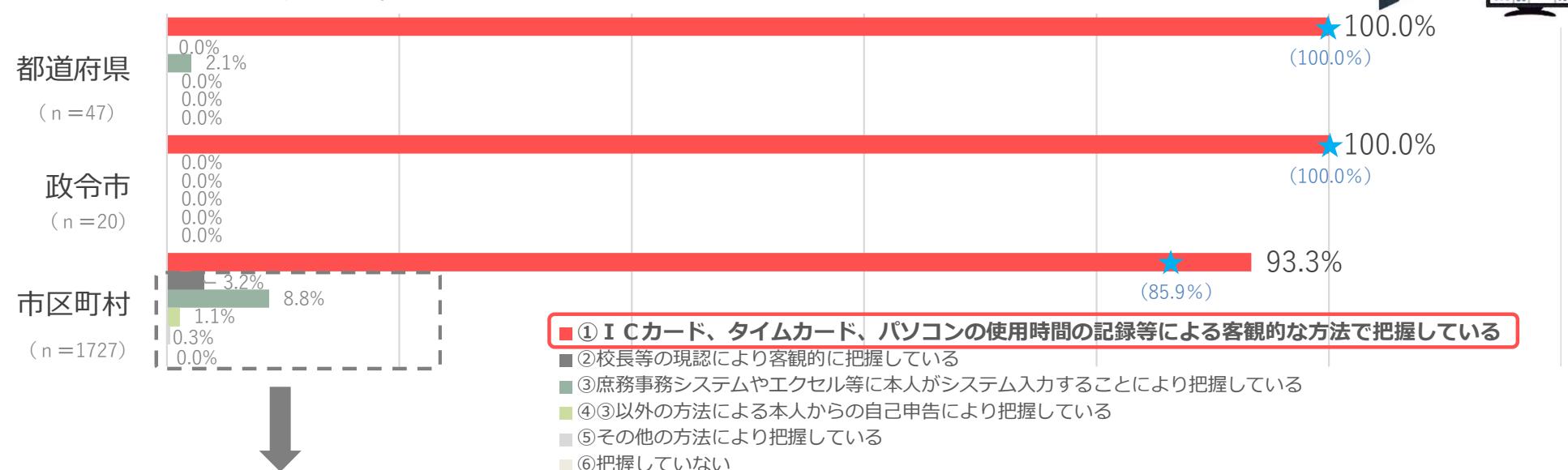
※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値として整理

※ H30.4はn=116、R1.4はn=157、R2.4はn=229、R3.4はn=241、R4.4はn=253、H30.5はn=116、R1.5はn=158、R2.5はn=229、R3.5はn=241、R4.5はn=250、H30.6はn=120、R1.6はn=162、R2.6はn=232、R3.6はn=242、R4.6はn=252、R1.7はn=201、R2.7はn=231、R3.7はn=242、R4.7はn=251、R1.8はn=196、R2.8はn=228、R3.8はn=238、R4.8はn=245

※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握している割合は、都道府県**100%**（前年度100%）、政令市**100%**（前年度100%）、市区町村**93.3%**（前年度85.9%）と、昨年度に比べて伸び、適正な勤務実態の把握が全国的に進んでいる。未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。

【問】域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）
★昨年度調査時点（割合）



【②～⑤の内訳】ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法による勤務実態の把握を開始する予定について、該当するもの（単一回答） ※n=②～⑤を一つ以上選択した教育委員会数

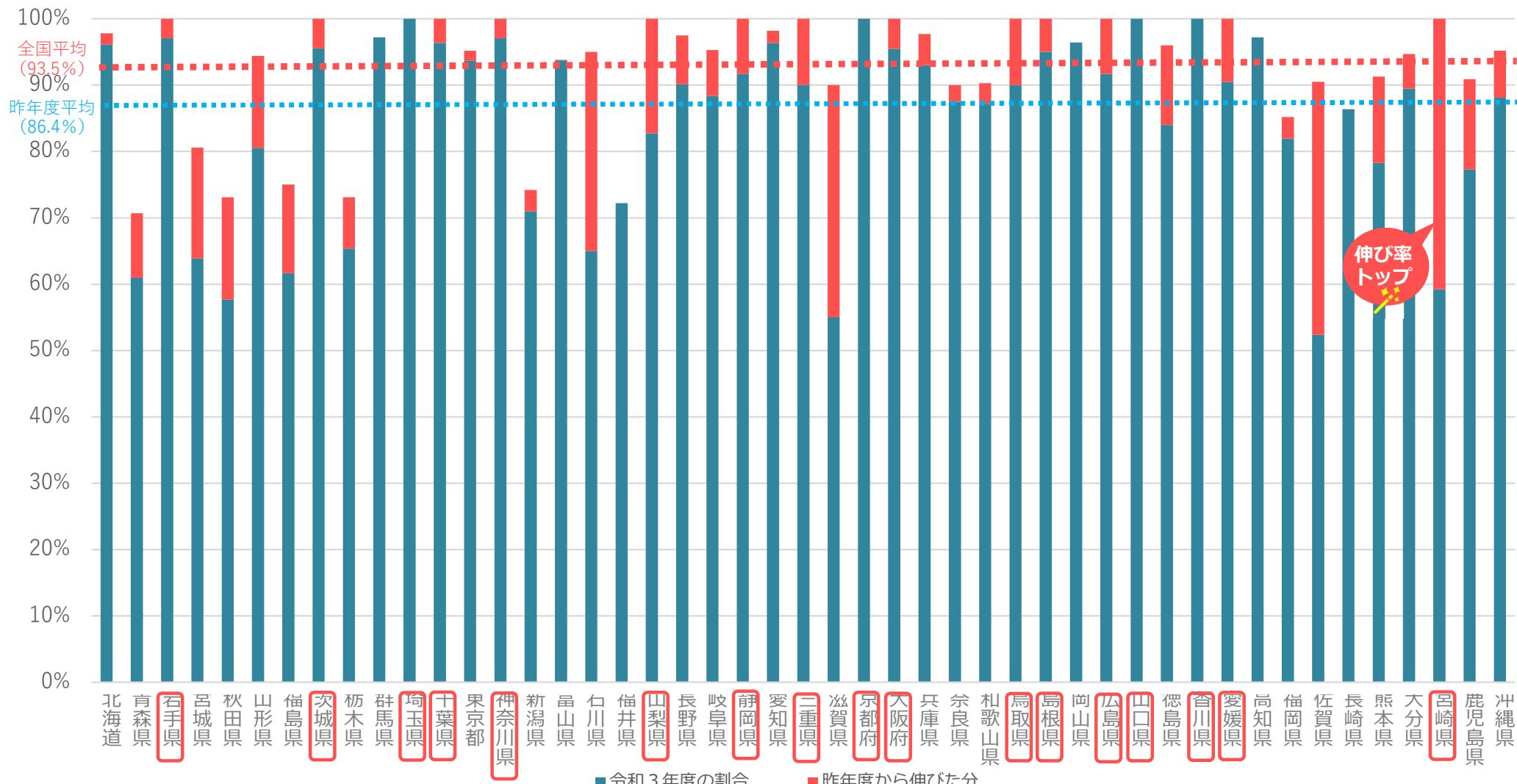


※「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）

※ 働き方改革推進法施行（平成31年4月1日）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（服務監督権者である教育委員会、校長）の義務として法令上明確化

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握している各都道府県別の実施自治体割合※は以下のとおり。

昨年度に比べてほとんどの都道府県において導入割合が増加するとともに、17府県で100%実施。勤務実態の客観的把握は法律で実施が義務付けられているため、いち早く100%となることが求められている。



※例えば、北海道の場合、北海道+札幌市+178市町村=計180自治体のうち、176自治体(97.8%)が客観的な方法で勤務実態を把握している状況

–「3分類」に係る取組状況–

中央教育審議会答申※において、これまで学校・教師が担ってきた業務について、以下のとおり3つに分類されたところ。各業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組の実施状況をフォローアップ。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>[※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。]</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>[※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。]</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※（答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	★: 実施率が80%以上の項目 ▲: R3調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
		25.5%	★ 85.0% ▲	61.7%	61.0%
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している		17.0%	25.0% ▲	26.0%	25.8%
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は 地方公共団体や教育委員会 で徴収・管理等を行っている	51.1% ▲	40.0% ▲	36.0%	36.5%	
内訳	口座振替	100.0%	100.0%	90.4%	90.8%
	口座振込	29.2%	37.5%	17.8%	18.5%
	振込用紙での支払い	12.5%	62.5%	17.2%	17.6%
	QRコード決済サービスでの支払い	0.0%	12.5%	3.4%	3.4%
	現金徴収	29.2%	25.0%	22.8%	23.1%
	その他	0.0%	25.0%	4.0%	4.1%
④地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	25.5%	65.0%	44.9% ▲	44.6% ▲	

*各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ▲ : R3調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している		25.5%	55.0%▲	36.5%▲	36.4%▲
⑥児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている		6.4%	25.0%	5.4%	5.6%
⑦校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている		27.7%	45.0%	15.9%	16.6%
⑧部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	★100.0% ★100.0%			71.0%	72.1%

*各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ▲ : R3調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	27.7%	45.0%▲	20.7%	21.1%	
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	61.7%	★100.0%▲	68.0%	68.2%	
⑪学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	36.2%	★80.0%▲	38.5%	38.9%	
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	59.6%	★90.0%▲	48.3%	49.1%	
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	★89.4%▲	40.0%	9.0%	11.4%	
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	★100.0%	★100.0%	★97.0%	★97.2%	

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

– その他の項目に係る取組状況（総括表） –

取組内容	★ : 実施率が80%以上の項目 ▲ : R3調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた 業務改善方針や計画等を策定 している	★100.0%	★100.0%▲	64.9%	66.2%	
学校における業務改善の取組の促進にかかる 定量的なフォローアップ を実施しており、業務改善のP D C Aサイクルを構築している	★87.2%	★90.0%	44.4%▲	46.0%▲	
教師の業務の負担を軽減するために、 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ） をはじめとした支援スタッフの参画を図っている	★91.5%▲	★100.0%	★81.4%	★81.9%	
教師の業務の負担を軽減するために、 TT（Team Teaching）や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画 を図っている。	68.1%▲	★100.0%	75.9%	★75.9%	
学習評価や成績処理について、 ICTを活用 （校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている	★100.0%	★100.0%	★83.4%▲	★84.1%▲	
授業準備について、 ICTを活用 して教材や指導案の共有化を図っている	★100.0%▲	★100.0%▲	★85.0%▲	★85.6%▲	
学校と保護者等間における連絡手段について、 Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化 を図っている（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等）	★93.6%▲	★90.0%▲	★80.5%▲	★81.0%▲	
教育委員会等から学校に向けた 調査・統計業務を削減 している	★97.9%	★95.0%	68.4%	69.5%	
学校閉庁日 の設定をしている	★100.0%	★100.0%	★98.6%	★98.7%	
勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた 留守番電話 の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	★89.4%▲	★100.0%▲	56.1%▲	57.5%▲	
学校事務の共同実施 をしている	23.4%	★80.0%▲	72.3%	71.1%	
域内の学校において、労働安全衛生法に定められている ストレスチェック を実施している	★100.0%	★100.0%	★88.6%	★89.0%	

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

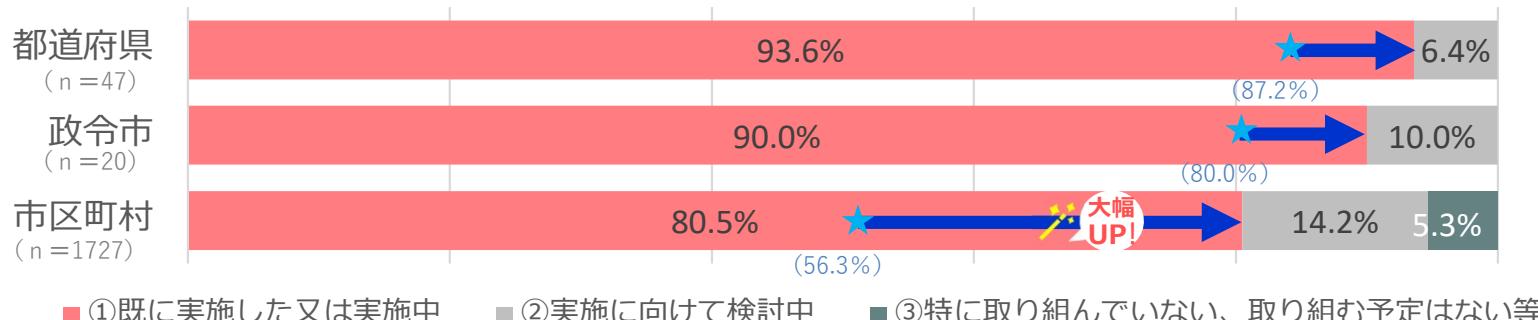
取組内容	New ★ : 今年度追加した質問 ★ : 実施率が80%以上の項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1727)	総計 (n=1794)
教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教育課程の編成上の工夫等に関する取組を実施している New	68.1%	★95.0%	58.8%	59.5%	
学校経営・学年経営の効率化に向けた取組を実施している。 New	★95.7%	★95.0%	73.7%	74.5%	
学校行事の精選等を行っている。 New	★95.7%	★100.0%	★81.5%	★82.1%	
職員会議（朝礼、終礼、打合せ等を含む）の効率化を行っている。 New	★100.0%	★100.0%	★82.3%	★83.0%	

※各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

- ICTを活用した校務効率化の実施状況 -

学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化については、都道府県・政令市において**9割以上で実施**、市区町村では、昨年度から大きく伸び、**8割以上で実施** (R3 : 56.3%) されている。

【問】学校と保護者等間における連絡手段について、Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている。（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等）



学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化

- ✓ 令和2年10月に教育委員会等に対して、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を促す通知を発出
- ✓ 通知の中で、学校・保護者等間の連絡手段をデジタル化する具体的なイメージを示し、デジタル化の取組を促進
- ✓ 学校向けFAQも作成し、学校現場において連絡手段のデジタル化を進めやすいうように支援

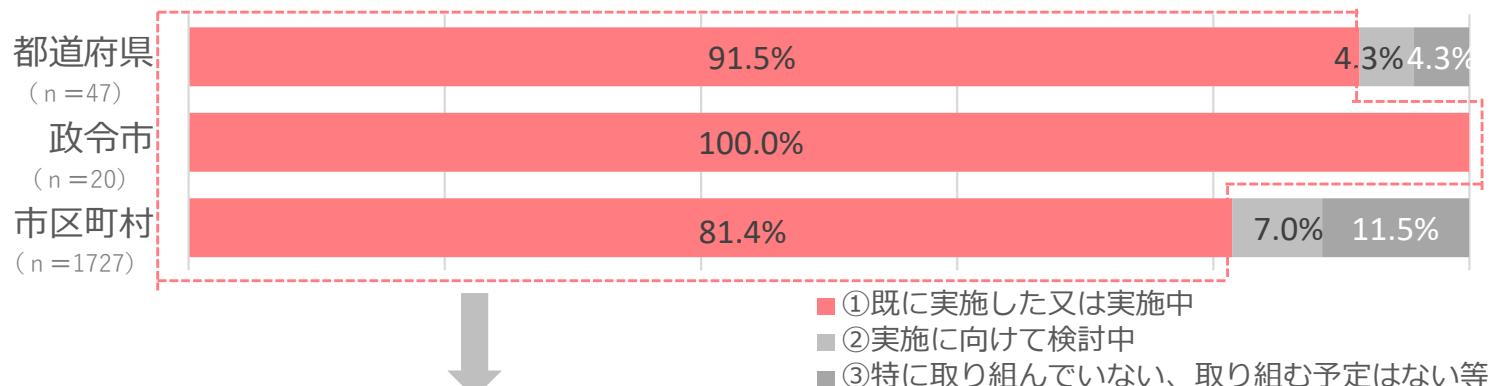
https://www.mext.go.jp/content/20201019-mxt_zaimu-100002245-1.pdf



–教員業務支援員の活用状況及び事例–

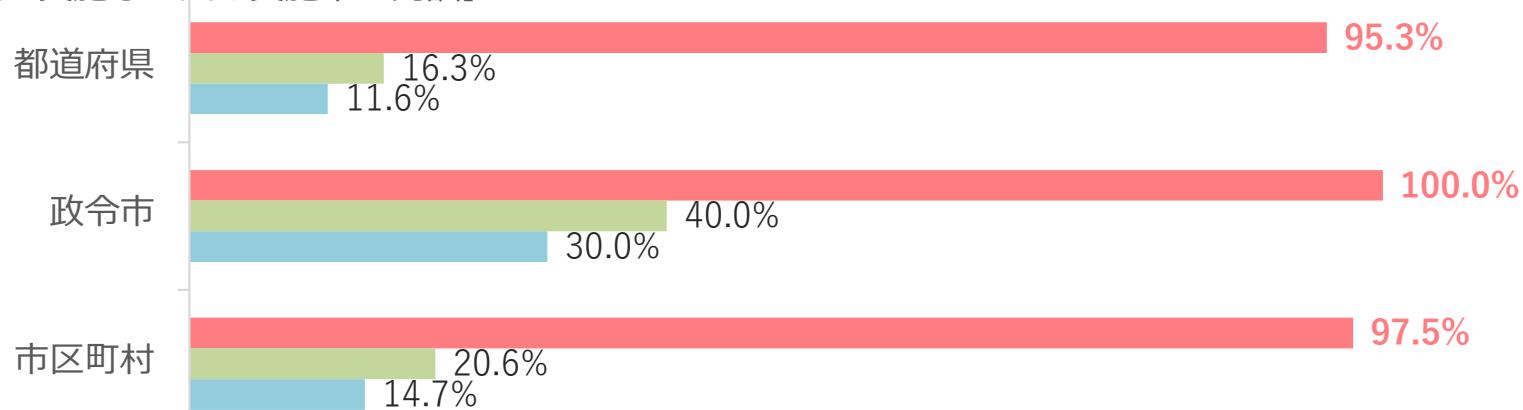
教師の業務負担を軽減するための支援スタッフについては、都道府県91.5%、政令市100%、市区町村81.4%の自治体で配置されており、そのうち97%超は、教員業務支援員として任用している人材を配置している。

【問】教師の業務負担を軽減するために、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした支援スタッフの参画を図っている



- ①既に実施した又は実施中
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

【①既に実施した又は実施中の内訳】



■ 教員業務支援員等として雇用されている人材の配置※ ■ 地域住民との連携・協働 ■ 保護者の協力

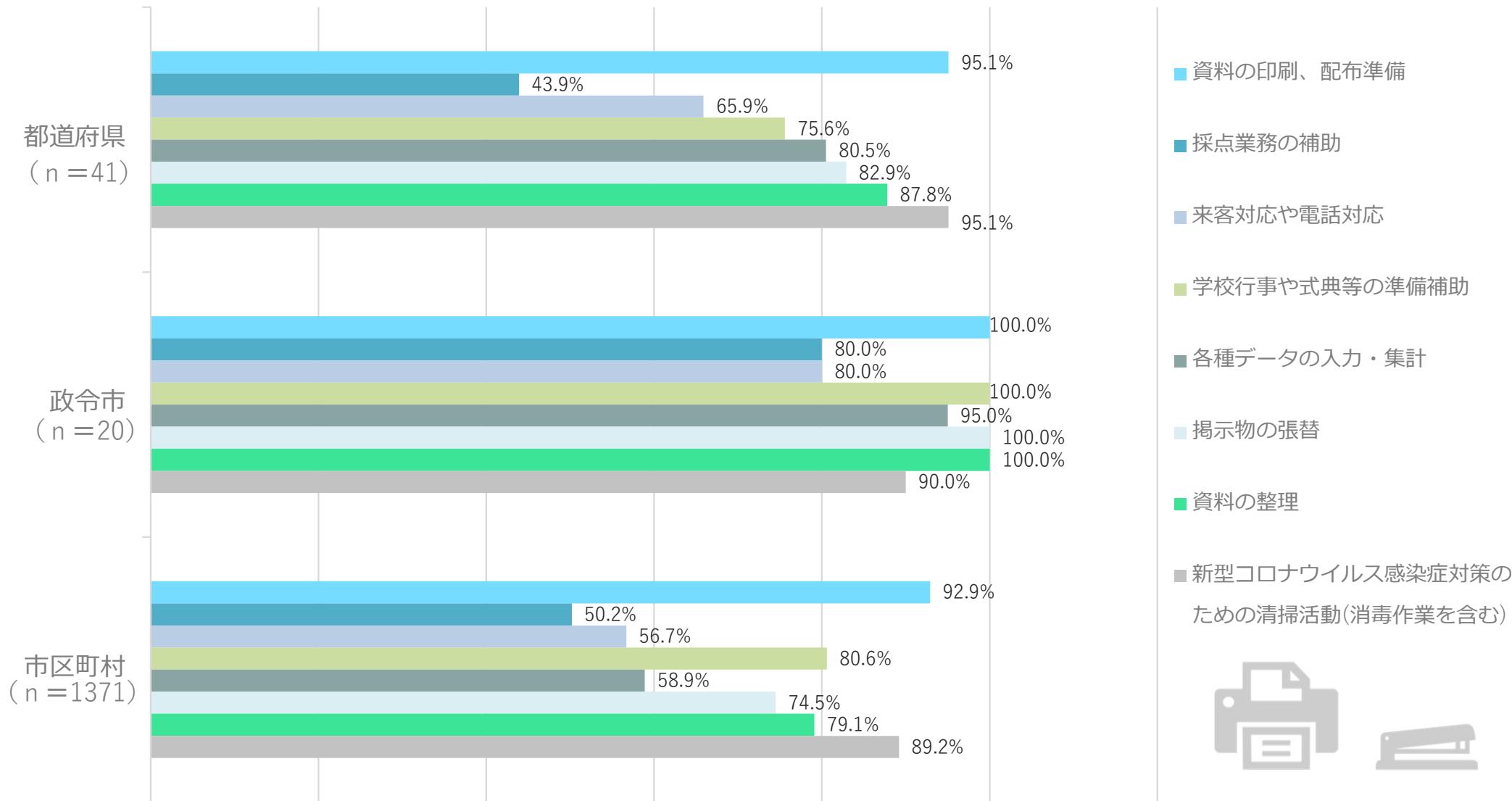
※市区町村においては都道府県で雇用されている人材の場合も含む

※教員業務支援員：小学校、中学校、高等学校等において、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する「教員業務支援員」を学校教育法施行規則に規定

-教員業務支援員の活用状況及び事例-

教員業務支援員は、資料の印刷、配布準備や学校行事等の準備補助、資料整理など多様な業務に従事しており、消毒作業にも依然として多くが従事している。

【問】「教員業務支援員」を選択した場合、教員業務支援員が参画している業務について（複数回答）



結果概要 具体の取組状況
-教員業務支援員の活用事例-

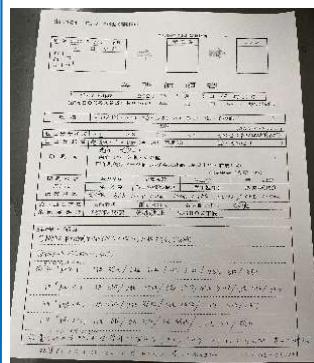


教員業務支援員との連携強化の事例

(東京都江戸川区立春江小学校)

江戸川区教育委員会では、教員業務支援員へ仕事を依頼する「業務依頼書」のひな型や、学校や教員業務支援員向けに業務内容等を記載した「業務の手引き」を作成し、各学校で有効にマネジメントができるようサポート。江戸川区立春江小学校においては、管理職（副校長）による業務精査も行いつつ、教師と教員業務支援員のコミュニケーションも活性化させ、効率的な支援を実現。

教員業務支援員の業務の流れ（教材作成業務の場合）



依頼書
依頼内容
書き初めの見本の作成

完了期限 ○月○日
配布対象 ○年生 ○枚
受け渡し方法 ○○

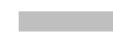
①お手本を書き初め用紙サイズに拡大する
②拡大したものをのりでつなぐ

先生たちが
記入し提出

副校長先生
も確認

- 各先生が依頼書を作成し、副校長先生の確認を経たうえで業務依頼書ボックスに入れます。

- 依頼書の内容に基づき、教材の作成を行います。教員業務支援員内でリーダーを決め、日々の業務の振り分けを行っています。



- 机上には作業状況を示すうちわや依頼状況がわかるホワイトボードを設置し、教員業務支援員が作業等で離席していても情報を共有できるようになっています。

教員業務支援員とのコミュニケーションも特に重視されているそうですね。



- 教員業務支援員から各先生に声かけ等を行うことで、どのような業務を依頼してよいのかがわかり、業務を頼みやすい雰囲気がつくられています。
- 効率化を図るため、教員業務支援員からの提案により、定例的な業務については、副校長による業務依頼内容の確認を省略し、先生から教員業務支援員へ直接依頼をしています。

先生方はどう感じていますか？



- 業務依頼することで、時間的な余裕が生まれ、その時間を授業の準備や教材研究にあてることができ、授業の質の向上につながっていると感じています。



- 学年として業務をまとめて依頼するが多く、その間に学年会等の打ち合わせや、情報共有を図ることができており、大変助かっています。

学校徴収金の処理の効率化

なんかんまち
(熊本県南関町教育委員会)

学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、複数校の事務を拠点の中学校（事務センター）に集まって一括処理することで、教師・事務職員の業務改善を実現。

どのように家庭へ説明されましたか？

- 教育委員会**
- 
- 事務センター長からの説明を受けた各校長がPTA総会等に諮り、承諾を得て、各学校から家庭に伝達しました。これまで、給食費だけ口座振替にしていた学校もあり、スムーズに受け入れていただいている感じています。

実際の処理の流れはどのように行っていますか？

- 事務職員**
- 
- 従来から週に1回、事務センターに事務職員が集合して事務処理を行っていたことを生かし、学校振替データの確認をその場で行うこととしました。
 - 各校の事務職員（5名）が連携して処理を行うことで、単独で行うよりもミスが起こりにくくなり、効率化されています。

先生方の業務はどうかわりましたか？

- 事務職員**
- 
- 教師にとっては学校徴収金に関する業務が大幅に削減されましたが、事務職員にとっても現金を扱うことがなくなり、学校全体として業務負担の軽減になったと感じています。

教育委員会による伴走型の業務改善

(東京都板橋区教育委員会)

教育委員会職員（行政職）が学校に入り、事務処理の効率化に関するノウハウの提供に加え、業務改善に向けた課題の吸い上げや議論の活性化の推進を実施。

取組実施の背景は何でしょうか？

- 教育委員会**
- 
- 令和4年2月に改訂した区の働き方改革推進プランにおいて、業務改善モデルの創出・展開を行うこととしており、教育委員会職員（行政職）が学校現場で教師とともに業務改善を推進することとしました。

教育委員会職員と学校、どのように連携されていますか？

- 教育委員会**
- 
- 課題解決型の業務改善が進むよう、教育委員会職員（行政職）が以下の取組を通じて、学校現場の実態・課題を把握しながら業務改善を後押ししています。
 - ✓ 学校に密着し、授業内・授業外の教師の動きを把握
 - ✓ 全教職員と面談し、働き方改革に関する課題・要望を把握
 - ✓ 上記の要望等を基に、管理職と協議し、働き方改革の取組方針を整理、実行

今はどのような業務改善に取り組んでいますか？

- 先生**
- 
- 会議時間の短縮やペーパーレス化、校務分掌の改善や、保護者アンケートのデジタル化、スケジュールや情報共有の効率化など、できるところから一歩ずつ改善が進んでいます。
 - 改善が進む中、職員室内でも「早く帰ろう！」という意識が芽生え始めました。

– 教育課程編成上の工夫等に関する取組事例 –

週3日の5時間制の導入

(茨城県守谷市教育委員会)



夏季休業の短縮、二期制導入、始業日・終業日、県民の日・創立記念日での授業実施等により授業日数を確保し、週3日の5時間制を実施。下校時刻を早め、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現。

取組実施の背景は何ででしょうか？

教育委員会 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、児童生徒の学びの質の保証と、教師の長時間勤務の改善を両輪で捉えることを念頭に、取組を検討してきました。



(例) 小学校4～6年生の担任の業務改善例（勤務時間が8:15～16:45で、下校指導を15分行った場合）

授業準備や研修に充てられる放課後の時間			
週3日の5時間制実施前		週3日の5時間制実施後	
週5日6時間 児童下校15:45	45分×5日 =225分	週3日5時間 児童下校15:00	90分×3日 =270分
週2日6時間 児童下校15:45		45×2日 =90分	
225分（3時間45分）／週		360分（6時間）／週	

先生

先生方の受け止めはいかがですか？



- 退勤時刻が早くなかったことのほか、子供達と話せる時間、教材研究の時間などを確保することができるようになりました。
- 先生の気持ちにゆとりがもてるようになりました。

第 6 学年 5 組		6月1日(月)～6月5日(金)				
		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日
朝	学活	図工	国語	社会	社会	
	「学校生活のきまり」「コロナ感染防止と学校生活について」 （前年度分の学習） ・水資源と環境①	「使って楽しい機械物」（周辺） ・海老井先生 ・粘土をこねて形作ります。	「サボテンの花」 ・新出漢字を確認する。	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止①	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止②	
2	社会	算数	社会	道徳	算数	
	「環境を守るわしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境②	「移行消費分」 ・計算対応形 ・算対的な因数の約数を求める点、角を調べる。	「環境を守るわしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境③	「相手の気持ちを考えて、言葉をかけよう」 ・相手の気持ちを考えて、言葉をかけよう	「計算な因形」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。	
3	国語	国語	理科	算数	社会	
	「気持ちよく対話を続けよう」 ・新出漢字を確認する。	「気持ちよく対話を続けよう」 ・相手を聽きよくするために必要なことを考える。	「ものの燃え方」 ・吉田先生	「「気持ちよく」」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止③	
4	算数	外国語	算数	国語	国語	
	「移行消費分」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。	「英語の復習を知ろう」 ・アルファベット～Eを書く練習をする。	「移行消費分」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。	「大きい～小さい～かん」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。	「移行消費分の漢字」 （その④） ・前年度分の学習	
5	社会	理科	国語	国語	国語	
	「環境を守るわしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境②	「ものの燃え方」 ・吉田先生	「サボテンの花」 ・全文通読する。 ・感想を書く。	「移行消費分の漢字」 （その⑤） ・前年度分の学習	「ものの燃え方」 ・吉田先生	
6		国語		算数	授業準備や研修等に充てられる時間	
	「環境と健康に着目しよう」 ・発達と健康の分かれよう 文章を書く。			「計算な因形」 ・直角な因形 ・直角な因形に対する点、辺を調べる。		

どのように创意工夫をされましたか？



- 教育委員会**
- 夏季休業の短縮、二期制の導入、始業日・終業日、祝日（県民の日・創立記念日）において授業を実施し、必要な授業時間を確保しています。
 - 週3日の5時間授業日に部活動を実施し、活動時間の確保（100分）と早期下校を両立しています。

担任間での授業交換による 教科担任制の導入

(北海道室蘭市立旭ヶ丘小学校)

小学校の5年生3クラスの担任同士での授業交換により準備が必要な科目数を削減し、教材研究の時間の充実や授業準備にかける時間の短縮を実現。



この仕組みを導入したきっかけは何ですか？

先生



- 2つの学校が統合されるタイミングで、授業や教材研究をより充実させられないかと考え、令和2年度に5年生の3クラスから試験的導入をし、現在は3年生以上で授業交換を行い、取組の幅を広げています。

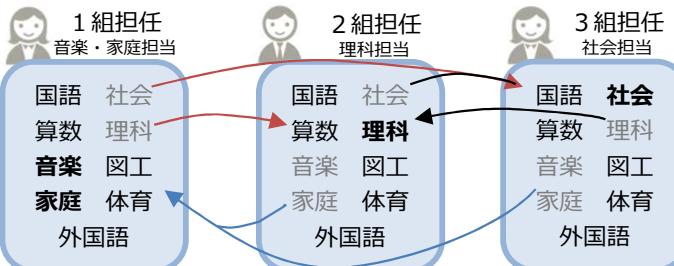
どの授業を交換されていますか？

先生



- 実験器具や資料の準備に時間がかかる理科や社会、教室移動を伴う音楽や家庭科、外国語活動の授業交換を行っています。

5、6年生の例



授業交換による教科担任制により、どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 担当する科目が減ることで、その授業の準備にかけていた時間を他に割けるようになりました。
- 担任1人だけでなく、複数の先生の目で子供を見ることで、それぞれの子供の良かったところや課題、学びの状況について多様な視点で見られるようになりました。

専科加配等による教科担任制の導入

(群馬県藤岡市立藤岡第一小学校)



国の加配定数の活用を含む専科教師の配置や学級担任間の授業交換により、各教師の持ちコマ数を減らし、教材研究や授業準備を行う空き時間を創出。

取組実施の背景は何でしょうか？

教育委員会



- 学級担任の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化、教材研究の充実を図るために専科加配を導入しました。

教科担任制の実施にあたって、どのような工夫をされていますか？

校長先生



- 中堅・若手・ベテランといった先生の指導経験のバランスや専門教科、特性等に配慮しています。
- 教科担当者の相談役となるよう、各教科主任には、専門性・指導経験が豊かな先生を充てています。

教科担任制により、どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 持ちコマ数や準備に充てる時間が減り、負担が少なくなった。
- 教材研究を充実できるため、授業の質の向上とともに、同一の評価規準で評価を行えるようになりました。

5年生の学級担任のA先生の担当授業

もともと26～28コマあった週当たりの持ちコマ数が、取組により22～23コマになりました！

国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語
他の先生 交換	自分 他学級も担当	他の先生 交換	他の先生 専科	他の先生 専科	自分 他学級も担当	自分 他学級も担当	自分 他学級も担当	他の先生 専科

学校に常駐する地域学校協働活動推進員が中心となった学校支援の活動

(島根県雲南市木次中学校)



雲南市では、中学校区で1つのコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げています。学校の働き方改革や教師との信頼関係構築には、学校と地域が日常的に関わることが必要という意見を受け、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」）を学校に常駐させています。

取組の特徴

教育委員会 職員室に推進員の席を設け、年間200日間活動するなど常駐的な配置を行っています。



- 推進員は、学校と地域・保護者などとの連絡調整の窓口となるほか、学校と地域との創意工夫による特色ある教育活動のコーディネートを担っています。

どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 職員室に常駐することで教師との対話の時間が生まれ、関係性が深まることで、教師のニーズに基づく効果的な学校支援の取組に繋がっています。
- 中学校区を単位として小中連携が深まるほか、広域的に多様なボランティアの確保ができ、学校支援や放課後の活動の多様化・充実に繋がっています。

関係者の声

- (学校)** 「地域との連絡調整を推進員が担うことで、授業づくりや生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減になっている。」
- (地域)** 「常駐によって地域にとっても学校が身近な存在となることで、学校との連携が深まり、地域全体で子供たちを育む機運が高まっている。」



コミュニティ・スクールを活用した地域と協働した学校運営

(東京都三鷹市三鷹中央学園)



三鷹市では、小中一貫の学校運営を行うために、コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施しています。

取組の特徴

教育委員会



学校運営協議会における、教師や保護者など多くの当事者による熟議を通して、学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組見える化した「パワーアップアクションプラン」を作成しました。

先生



- アクションプランを学校・家庭・地域の関係者に共有することで、それが役割を自覚し、目指す学園生像に向けて、当事者意識を高めるとともに、互いの取組を意識した積極的な連携が図れるようになりました。

校長先生



- 役割分担に基づき、地域学校協働活動の一環として、地域による登下校の見守りや放課後における学習支援活動を実施しています。

関係者の声

(学校) 「学校の役割が明確になり、それを踏まえて家庭や地域に対して、必要な支援を働きかけられるようになった」

(地域) 「熟議を通じて、地域の行事を見直すきっかけにもなった」

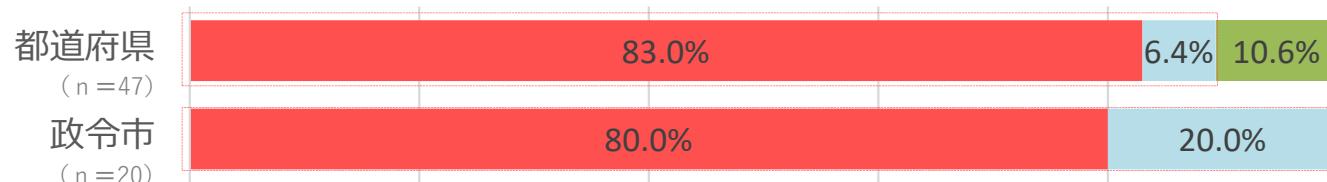
三鷹中央学園パワーアップアクションプラン（一部を抜粋、簡略化）

目指す学園生像	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
すすんで学ぶ（確かな学力）	魅力ある授業づくりなど	読書習慣・家庭学習など	子供の学習内容への関心など	放課後や休業中の学びの場など
感謝と思いやり（人間性）	異学年交流・あいさつ指導など	家庭で報告・友達に声掛けなど	家庭での対話・感謝の声掛けなど	体験・交流の機会充実・子供を褒める場をつくるなど
たくましい心と体（心身の健康）	集団生活指導・運動・部活動・食育の推進など	時間を作る規則的な生活習慣など	規則的な生活の習慣づけ・ゲームやスマートの利用ルールなど	運動する機会の充実など
地域・社会貢献（地域への愛着）	防災訓練・地域と関わる学習など	ボランティア地域行事や防災訓練への参加など	学校・地域行事への参加・地域の防災訓練など	登下校の見守りなど安全安心な環境づくりなど

–指針を踏まえた条例・規則等の整備状況–

文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた条例等が令和3年度以前に整備済である自治体は、**都道府県は83.0%、政令市は80.0%**。また、指針を踏まえた上限方針の教育委員会規則等が令和4年度までに整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は97.9%、政令市は100%、市区町村は78.1%**。

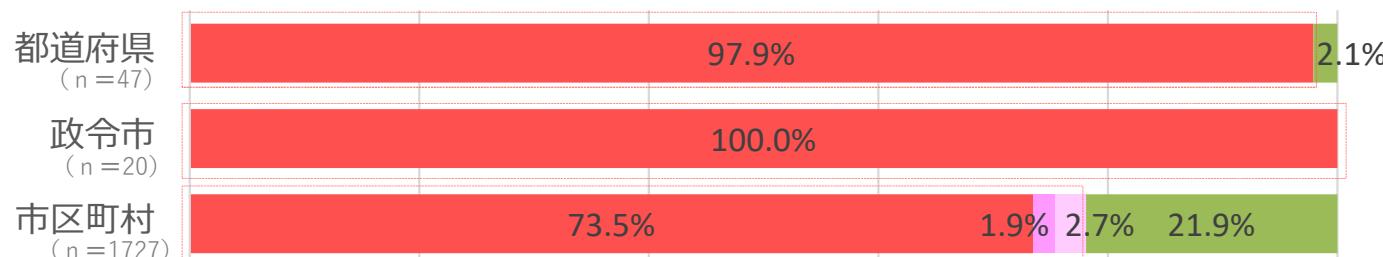
【問】指針※を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針※の実効性を高めるための**条例の整備状況** (回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和3年度以前の議会において条例改正を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

【問】指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置付けるなどの**規則等の整備状況**

(回答対象：全ての教育委員会)



- ① 令和3年度以前に規則等の整備を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針
※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

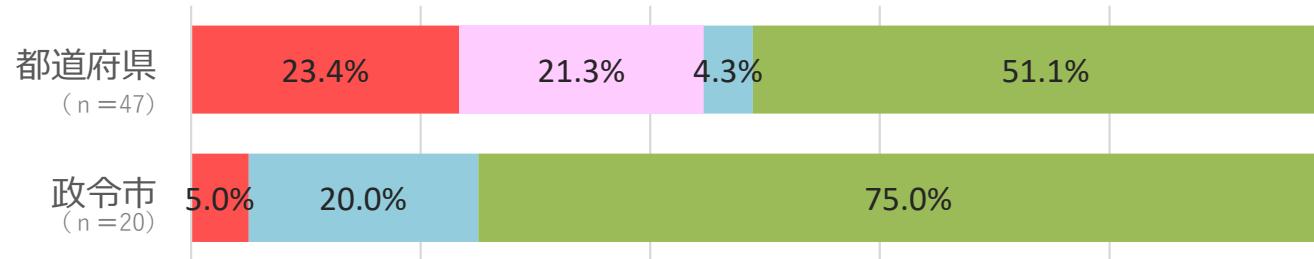
– 1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況 –

休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例を令和4年度までに整備済である自治体は、都道府県は23.4%、政令市は5.0%。

※あくまでも各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう法整備された制度であるため、他の調査項目と異なり、実施率の高低が望ましい／望ましくない状況を表すものではないことに留意。

【問】休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況

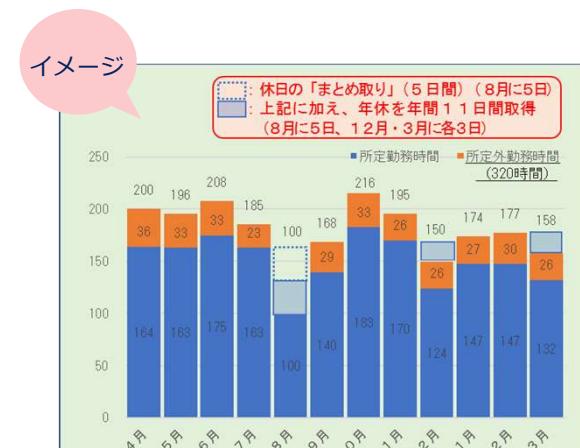
(回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和3年度以前の議会において条例の整備を行った。
- ② 令和4年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ③ 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ④ 条例の整備を行う予定はない。
- ⑤ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

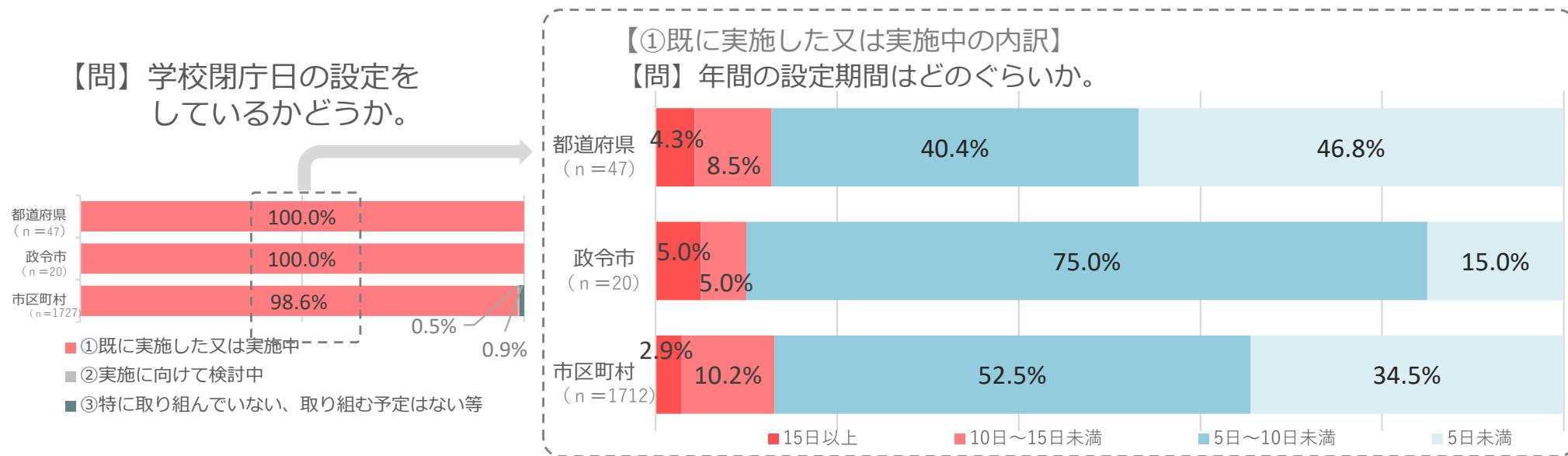
休日の「まとめ取り」（施行日：令和3年4月1日）

- ✓ 令和元年12月に公布された改正給特法により制度化。各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度。教師のリフレッシュの時間の確保、教職の魅力向上等が目的。
- ✓ 長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用が可能。また、在校等時間の上限時間の遵守等の前提状況を文部科学省令や「指針」に規定。
- ✓ 実際の条例等の整備や制度の適用については、新型コロナウイルス感染症の状況を含め、地域や学校の実情に応じて、各地方公共団体において判断するもの。

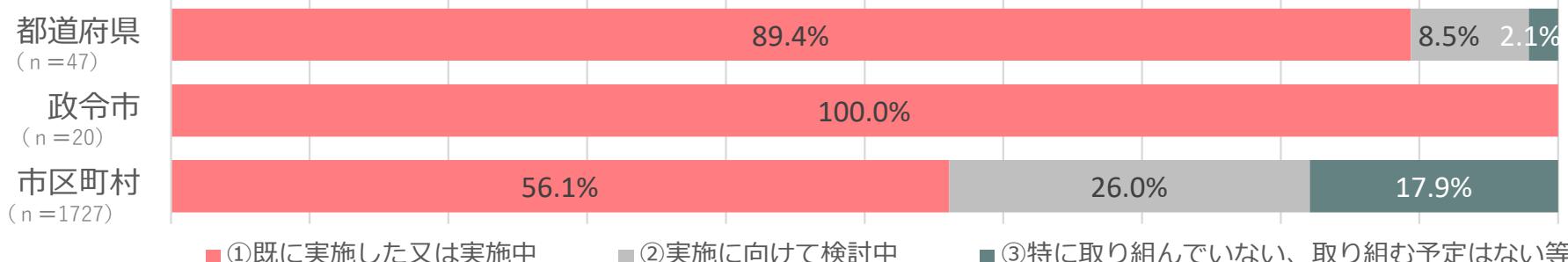


-学校閉庁日の設定、留守番電話の設置等の状況-

- ・学校閉庁日の設定状況は、都道府県・政令市・市区町村ともに**全国的に取組が浸透した状況**となった。市区町村における年間の設定期間については、5日未満が約35%、5日～10日未満が約半数。
- ・勤務時間外の留守番電話の設置等は、都道府県89.4%（R3：78.7%）、政令市100%（R3：95.0%）、市区町村56.1%（R3：48.8%）と令和3年度に比べて**実施率がいずれも伸び、全国的に導入が進んでいる**。



【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



○学校における働き方改革に係る取組の総合的かつ着実な実施

教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境を整備するため、小学校における35人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の推進等の**教職員定数の改善**、教員業務支援員をはじめとする**支援スタッフの充実**、校務のデジタル化等の**学校DXの推進**等について、引き続き、**総合的かつ着実に取組を進めます。**

また、これまでの様々な取組と成果等を踏まえつつ、**本年度実施の勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し**、その結果等を踏まえ、教師の待遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討します。

○勤務実態の客観的な把握

客観的な方法で勤務実態を把握している教育委員会の割合は更に伸びましたが、働き方改革のスタート地点である客観的な勤務実態の把握が一刻も早く全ての市区町村で行われるよう、引き続き、**進捗状況等をフォローアップ**します。また、**教員業務支援員等の支援スタッフの補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じ、各教育委員会における取組を促します。**

○学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の推進

「3分類」に係る取組をはじめ、学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組が都道府県・市区町村において一層積極的に進むよう、働き方改革を推進するために配置する**教員業務支援員の補助金交付**の際に、**今回の取組状況結果を勘案する取組を一層推進する等、各教育委員会における更なる取組を促します。**

また、令和5年度より、働き方改革の推進により勤務状況の改善が見込まれる学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見による伴走型の支援を行う**予定です。これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について、全国展開を図ります。

○改正給特法を踏まえた対応

令和元年12月に公布された改正給特法を踏まえ、特に勤務時間の上限に関する「指針」に関して、都道府県・指定都市において条例で「上限方針」を根拠づけた上で、市区町村教育委員会等の規則等において「上限方針」の策定を進めていただくよう、引き続き、**策定状況をフォローアップするとともに、今回の改正の趣旨や意義の周知徹底を図っていきます。**

○取組状況のフォローアップ・取組事例の展開等

引き続き、**本調査の継続により各取組のフォローアップを実施するとともに、令和4年度についても、取組事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。**